七　平成十九年総務省告示第百六十一号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～877　略］	［1～877　同左］
878 / 削除	878 / (1)　栃木県小山市本郷町３―５―12　(102.70) (2)　栃木県下都賀郡野木町丸林397―８　(42.60) / 北緯36度19分05秒東経139度48分28秒の地点と北緯36度16分57秒東経139度46分39秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［879・880　略］	［879・880　同左］
2　放送業務用伝搬障害防止区域	2　［同左］
［1　略］	［1　同左］
2 / 削除	2 / (1)　東京都港区赤坂５―３―６　(118.30) (2)　東京都港区芝公園４―２―８　(189.40) / 北緯35度40分19秒東経139度44分04秒の地点と北緯35度39分31秒東経139度44分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
［3～5　略］	［3～5　同左］
［3・4　略］	［3・4　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

八　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
1　電気通信業務用伝搬障害防止区域	1　［同左］
区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲	区分 / 伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。） / 伝搬障害防止区域の範囲
［1～11　略］	［1～11　同左］
12 / 削除	12 / (1)　北海道恵庭市本町１番地　(80.30) (2)　北海道夕張郡長沼町馬追原野3079　(49.10) / 北緯42度52分56秒東経141度34分31秒の地点と北緯42度55分31秒東経141度39分54秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域